毎週火・金曜日発行

公

規

則

規

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(六九・財政課)……1

の項中「総務企画課長」を「企画政策課長」に改める。

を「企画政策課総務班長」に、「東京事務所総務企画課長」を

第十三条第一号の表東京事務所の項中「総務企画課総務班長」

「東京事務所企画政策課長」に改め、同条第二号の表東京事務所

次

別表第一学術国際部の項中

を

ク医

ページ

目

則

工連携プロジェ トチームリー に改める

附

この規則は、 平成十九年十一月一日から施行する。

1

秋

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

秋田県規則第六十九号

秋田県知事

寺 田

典

城

のように改正する。 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号) 秋田県財務規則の一部を改正する規則

の一部を次

第八条第三号中「部長」の下に「又はチームリーダー」を加え

として次のように加える。 びに部長」の下に「、チームリーダー」を加え、同号の表に備考 を加え、同項ただし書中「地域振興局長の」の下に「、チーム リーダー専決事項にあつては部長の」を加え、同項第一号中「並 第八条の二第一項本文中「部長」の下に「、チームリーダー」

備考 チームを置く部にあつては、当該チームが所掌する事 項」とする。 務に係る一及び三から出までの規定の適用については、 「部長共通専決事項」とあるのは「チームリーダー専決事

「企画政策課長」に改める。 第八条の二第七項の表東京事務所の項中「総務企画課長」を

事務所企画政策課長」に改める。 第八条の三第四項の表中「東京事務所総務企画課長」を「東京

課長」に改める。 第十二条の表東京事務所の項中「総務企画課長」を

「企画政策

発 行 者

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印

刷 者 秋

田

秋田市山王四丁目一番一号 県

> 印 刷

> > 所